

経税部
だより

2015年度年末調整の留意点

税理士 疋田 英司

毎月の給与の源泉徴収額は、各月の給与額が1年間続くという前提で計算して行われています。しかし、毎月の給与は同額ではないため、実際の年間所得に対する税額の合計と差が出てしまいます。この差額を調整するのが年末調整です。同時に、翌年の源泉徴収事務のための準備を行います。

平成27年分年末調整で準備すること

●年末調整に必要な平成27年分所得税の速算表を用意します

●従業員から提出される各種申告書がそろわないと正しい年末調整はできません
各種申告書とは次の1〜6の書類です。

1 平成27年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

今年の最初の給与を支払う際に提出された書類です。1年間勤務された方については、提出された書類を提出してください。

ただし、年の途中で採用された方は採用時に作成した書類を提出してください。訂正・追加が必要です。

2 平成27年分給与所得者の保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書

控除証明書の内容を書き写します。配偶者の合計所得金額が38万円以下又は76万円以上であるときは、配偶者特別控除が段階的に適用できません。給与収入が103万円から141万円までの場合は、配偶者控除は使えません。配偶者特別控除が段階的に適用できません。

3 控除証明書

以下の制度の掛け金は、一年間のかけ金額を証明する書類の添付が義務付けられています。国民年金、国民年金基金、生命保険、地震保険、旧長期損害保険、小規模企業共済、心身障害者扶養共済、確定拠出年金法に基づく企業型年金や個人型年金。

4 支払った金額がわかるもの

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料については、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料については、証明書の添付は不要です。

5 前の勤務先の平成27年分源泉徴収票

前職がある方は、前の職場でいただいた源泉徴収票が必要になります。

6 平成27年分住宅借入金等特別控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書

住宅ローン控除は、初年度は確定申告が必要ですが、2年目からは年末調整で控除を受けられます。2年目以降の適用の方は、税務署から送られてきた住宅借入金等特別控除申告書と、銀行などから送られてきた住宅借入金等の年末残高証明書が必要になります。

平成28年分から適用される制度

来年から給与の源泉徴収を行うために、事業主は従業員から「平成28年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けなくてはなりません。その際、大きな改正点があります。

「マイナンバー」制度

今回の従業員提出分から個人番号を記入する欄が増えました。この扱いについては慎重にしなければなりません。事業主の判断が必要となります。しかし、個人番号を預

かる事業者は情報漏えいなどがないように安全管理措置をとる義務が発生します。この場合、次の対策が必要です。

- ①個人番号を記載した書類を預かる場合は、提出者が本人であることを確認する必要があります。従業員には利用目的を伝える必要があります。
- ②預かった書類を税理士などへ預ける場合、委任する旨の通知も示す必要があります。
- ③預かった書類を管理する責任者を決めなくてはなりません。
- ④預かった書類を、当事者以外の者の目に触れさせないための措置を施さなくてはなりません。

このため、鍵のかかる安全な保管棚やケースと場所の確保が必要となります。同時に盗難防止の措置として保管棚などが盗難にあわないように施錠する必要があります。

⑤給与計算ソフトなどに登録する場合は、パソコン等に十分なセキュリティを施す必要があります。また、登録したパソコンも盗難防止の措置を施さなくてはなりません。

⑥保管した書類は、書類自体の法定保存年限まで保管する義務があります。保存年限を経過した場合は速やかに廃棄してはなりません。

⑦番号提供者から保管状況の開示を求められた場合は説明責任があります。退職した従業員についても同じです。また、代理人から求められても対応する義務があります。

これらの措置を行ったとしても情報の漏えいがあった場合、罰則が適用される場合があります。また、情報漏えいに対する損害賠償請求がされる場合があります。宇治市役所で氏名・性別・住所・生年月日などが漏えいした場合の慰謝料は1件当たり1万円でした。TBCがこれらの情報に加えてスリーサイズまで記された情報が漏えいした場合の慰謝料は3万円＋弁護士費用5000円でした。

では、個人番号がないと業務ができないかと思われませんが、全く影響はありません。税務署などへ提出する書類も、法律上は記載するよう定められていますが、記載がないからといって受け付けられないということはありません。

このように、個人情報預かるということは責任が重いという自覚のもと、完全な安全管理措置ができないまま個人番号を預かることは、無責任な対応といえます。

とりわけ「マイナンバー」特需でわく関連業界は、関連商品の価格が高額で販売されています。関連業界の無責任な煽りに乗らないようご注意ください。

⑦番号提供者から保管状況の開示を求められた場合は説明責任があります。退職した従業員についても同じです。また、代理人から求められても対応する義務があります。

表 源泉徴収簿をもとに年末調整を行う際の一般的な所得控除

控除額	要件
配偶者控除	38万円 年間所得が38万円(給与収入が103万円)以下
扶養控除	(共通事項) 年間所得が38万円以下で生計を一にする親族。対象となる親族とは6親等内の血族と3親等内の姻族
	38万円 16歳以上の人
	63万円 19歳以上23歳未満の人(特定扶養親族)
	48万円 70歳以上の人(老人扶養親族)
障害者控除	58万円 同居している老人扶養親族
	27万円 障害者
	40万円 特別障害者(障害者手帳2級以上などのほか、6ヶ月以上寝たきりの状態で複雑な介護を必要とする場合も対象)
社会保険料控除	35万円 同居している場合に加算されます
	支払額 成人になった子どもの国民年金など生計を一にする親族の社会保険料も控除対象です。
生命保険料控除	一定の計算により控除額がまぎります。
地震保険料控除	
旧長期損害保険料控除	
寡婦控除	27万円 ●夫と死別または離婚して扶養親族または所得38万円以下の子がいる場合 ●夫と死別または離婚して、合計所得が500万円以下の人
	35万円 特定の寡婦=夫と死別または離婚して、子を扶養し、合計所得が500万円以下の人
寡夫控除	27万円 妻と死別または離婚して、所得38万円以下の子を扶養し、合計所得が500万円以下の人
勤労学生控除	27万円 12月31日の現況で勤労所得が65万円(給与支払額で130万円)以下で勤労所得以外の所得が10万円以下の特定の学校の学生(学校教育法に基づく学校、専修学校または各種学校、認定職業訓練校)

休業保障

受付期間12月31日まで

□給付内容(1口につき)

給付金の種類	受給資格	給付内容・日数など
傷病休業給付金 入院給付金	【疾病】2016年7月1日以降に発病した病気を原因に休業したとき、【傷害】2016年4月1日以降の傷害を原因に休業したとき	疾病も傷害も6日以上連続して休業した場合、6日目から1日につき自宅6,000円、入院2,000円を加算【通算給付日数500日まで】
長期療養給付金	傷病給付金の限度日数(500日)を超えて、引き続き連続して休業したとき	1日につき自宅3,000円、入院6,000円【連続1回限り230日限度】
弔慰給付金	傷病により死亡したとき	500,000円(+脱退給付金)
高度障害給付金	傷病により高度障害状態になったとき	500,000円(+脱退給付金)
脱退給付金	加入3年以上経過した後、脱退したとき	別に定める脱退給付金表により給付金額を確定

※資料請求・お問合せは、協会共済部(☎06-6568-7438)まで。

- ①最長730日の長期保障!
- ②掛け金が満期まで変わりません!
- ③掛け捨てではありません!
- ④自宅療養、代診をおいても給付!
- ⑤傷病給付金は非課税!
- ⑥所得補償保険との重複受給OK!

【加入日】 2016年4月1日
【加入申込資格】
①加入日現在健康で1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16日時間以上で業務に従事している。
②59歳(昭和31年10月2日以降生まれ)までの保険医協会会員で、約款に同意できる保険医。
※加入(増口)申込みできる方は、上の要件を全て満たす方です。